

令和2年3月24日

宗像市議会
議長 花田 鷹人 様

社会常任委員会
委員長 岡本 陽子

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第7号議案 宗像市あらゆる差別の解消の推進に関する条例の制定について

差別のない社会を実現することを目的とし、あらゆる差別の解消の推進を図るため、条例を制定するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成28年に人権三法が施行され、全国の自治体で関連する条例制定の動きが出てきている。このような状況の中で、本市でもあらゆる差別の解消に向けて、基本理念や市等の責務、教育・啓発活動の充実等を定める条例を制定するものである。
- 2 条例は全8条からなる理念条例であり、これまで人権問題や差別の解消に取り組んできた市民の努力なども踏まえた上で、改めて、あらゆる差別の解消に向けた取り組みをさらに先に進めたいという市の考え方や姿勢を示すものである。

【意見】

(賛成意見)

- ・ 特別支援学校を開校し地域共生のまちづくりを進めるため障がい者差別の解消、施政方針で重点ポイントに置いているSDGs達成のためジェンダーの平等、元祖国際都市として外国人差別の解消など、本市の未来像に差別意識は弊害となるため、関係団体との連携を進めて、あらゆる差別の解消を推進してほしい。
- ・ いろいろな団体に対して行政へ一定の介入をする口実を与えるような内容になっている条文があるところは厳しく指摘する。また、同和問題については、国の法施行に従って各自治体でも条例制定などを進めていることは問題だと指摘する。市が主体性を持って行政に携わることを前提に、この理念条例を生かしてほしい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

【附帯決議案の提案】

本議案に対して委員から以下のとおり附帯決議案が提案された。

附帯決議（案）

市は、市民等への人権に対する差別事象等の解消について、今日まで市民の理解また啓発等で行ってきた現状を踏まえ、行政が主体性をもって対応することにより、あらゆる差別のないより豊かな宗像市づくりに努めること。

【審査結果】

委員会は、附帯決議案については全員賛成で可決した。

第8号議案 宗像市火葬場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

宗像市大島火葬場を廃止することに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 平成17年の宗像市と大島村の合併時の調整において、大島火葬場の存続については「当分の間、現行のとおりとし、大規模な改修が必要になった時期に、統合を検討する」ことになっており、当該合意に基づき検討を行った。
- 2 月1回、火葬炉の点検は実施しているが、平成26年度以降使われておらず火葬ができるか不安があること、水道、ガス、クーラーなどの附帯設備の多くが使用不能であること、火葬炉の更新には火葬場の建てかえが必要であり多額の費用と時間を要することなどから、大島地区コミュニティ運営協議会の役員と公募した島民からなる大島火葬場検討委員会での協議の結果、大島火葬場の廃止が承認された。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおりで可決した。

第9号議案 宗像市災害弔慰金の支給等に関する条例及び宗像市災害救援資金貸付条例の一部を改正する条例について

災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

償還金の支払猶予、償還免除の対象範囲の拡大、市町村への調査権限の付与などについての法改正に対応するため条例を改正する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおりで可決した。

第10号議案 宗像市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和2年度宗像市国民健康保険事業について、適正かつ安定的な財政運営を確保するために、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 県から示された令和2年度国民健康保険事業費納付金額は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納付金分を合わせて26億4,074万1千円。現行の税率・税額で検証した結果、全体で約2億901万6千円の歳入不足が見込まれる。
- 2 歳入不足額を全額、国民健康保険税で賄う場合、令和2年度の国保税見込額は1人当たり10万534円、1世帯当たり16万8,395円、率にして約10%の引き上げとなる。これについて国民健康保険運営協議会に諮問した結果、国保制度の改正に伴う国保税の大幅な税額の引き上げといえるため、宗像市国民健康保険基金を活用し、被保険者の負担軽減措置を実施する。
- 3 令和2年度国保税は、医療給付費分については、歳入不足額全額を基金で賄い現行の税率・税額に据え置く。後期高齢者支援金分と介護納付金分については、国が示す基準に基づき算定され納付する仕組みであり、全国の市町村国保や社会保険にも同様の負担が求められているものであることから、歳入不足額全額、税率・税額を改定し収支を均衡させる。これにより、後期高齢者支援金分については、所得割を0.2%、均等割額と平等割額をそれぞれ300円引き上げ、介護納付金分については、所得割を0.2%、均等割額を1,500円引き上げる。
- 4 基金残高は約11億6,500万円で、そのうちの約1億7,000万円を活用する。仮に同じようなペースで基金を取り崩していくと5年程度で基金が尽きていくことになる。そうなった場合の財源不足は国保税によって賄うべきであり、一般会計の法定外繰入は考えていない。

【意見】

(賛成意見)

- ・基金を活用し、医療給付費分を改定せずに据え置くところは高く評価したい。また、後期高齢者支援金分と介護納付金分については、国保も社会保険も平等に負担するものであるため、引き上げは致し方ないとする。今後も適正な国保の財政運営に努めてほしい。
- ・来年度の本市の国保税は、基金を活用することで、理解できる範囲での引き上げとなった。これまで基金を維持してきたことを評価する。今後はさらなる努力により医療費適正化を進めるとともに、住民の理解を得るための広報活動も推進するよう要望する。

(反対意見)

- ・国保の被保険者には漁業や農業、中小零細企業など、収入が不安定で所得が低い人が多い。財源不足を国保税を引き上げることで解決するのではなく、将来的な問題も含めて一般会計の繰り入れや基金の活用をできるだけ検討するべきである。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 11 号議案 宗像市指定地域密着型サービスに係る事業者の指定に関する基準並びに事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

介護保険法が改正され、共生型サービスが創設されたことに伴い、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 共生型サービスとは、介護保険または障害福祉のどちらかの指定を受けている事業所が、もう一方の指定も受けやすくすることを目的に創設されたものである。介護保険優先の原則により、障害福祉サービス事業所の利用者が、65歳到達により通い慣れた事業所を利用できなくなる場合がある状況を解消し、利用者の負担を軽減するものである。
- 2 市内の障害福祉の指定を受けたデイサービス事業所は10事業所あり、そのうち今回の改正の対象となる、市が所管する小規模な事業所は2事業所である。本市では従来から65歳到達後も障害福祉のサービスが受けられるよう柔軟に対応していたが、制度として確立されたため、それに合わせて条例を改正する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。